資料　１－１

新たな取組み等の概要紹介

平成２７年２月２０日
熊本市健康福祉子ども局
障がい保健福祉課

障がい者施設等の商品力向上等支援事業

背　景

福祉的就労で得られる工賃等の水準は低く（全国平均で月額１万３千円程度）、工賃等と障害年金だけでは自立した生活及び社会参加が難しい現状。
個々の障がい者施設等では、マーケットでの競争を意識した商品の企画・開発や販路拡大のための営業活動を行なうノウハウ及び人的資源が不足しており、現状のままでは工賃等の水準を向上させることは困難。

これまでの取組

①平成２５年度　商品コンクール（チャレンジ協働事業）
②平成２６年度　熊本市地場企業雇用支援事業、商品コンクール
※平成２５年７月に、常設の販売場所及び啓発活動を兼ねたアンテナショップ「ＵＭＵ（う～む）」を開設
※ＵＭＵ（う～む）は、マスコミに多数取り上げられたこともあり、着実に市民に認知されつつある（本市のパブリシティ活動の中で最も頻度が高い：開設後６ヶ月で報道３０回以上）

事業概要

本事業は、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、中・長期的な視点から障がい者施設の工賃等の水準の向上を図るための足がかりとなる基盤を整備することを目的とし、蓄積したノウハウや構築したネットワークを活用して、障がい者施設の商品に関する相談窓口機能の強化、研修会等を通じた施設職員の知識とスキルの向上を図るとともに、クオリティの高い商品を介して市民の障がい者理解促進を図るもの。

実施内容（案）

◇デザイナー、流通関係者等の専門家と連携し、商品に関する相談支援内容を充実させる。
◇新商品の開発を促進する
　（モデルケースのイメージ）
　　①企業やデザイナー等と連携した商品の企画立案、及び生産・組み立て等
　　②ＵＭＵや大手百貨店等で販売
　　③工賃等の向上につなげる（売上を施設に還元）
◇研修会（セミナー等）や民間企業との商談会など企業連携のためのイベントを開催する。
◇カタログの製作、ＨＰの運営等により、市民に対して障がい者施設の商品の情報を発信する。

熊本市障がい者相談支援事業の委託化について

事業者の選定状況

（1）プロポーザル（技術提案）方式による公募を実施（平成26年10月7日～11月7日）
・9圏域中、8圏域に延べ10事業者から応募
・応募が2者に満たなかった圏域については、再度募集を実施
※東2圏域（東区南半分）は応募なし

（2）受託事業者選定委員会にて審査（平成26年12月9日開催）

（3）現在、東2圏域を除く8圏域について、委託契約など業務開始に向けた準備中
※東2圏域については、引き続き募集を行い、年度中の選定、契約を目指す

［受託候補者一覧］

圏域	法人名	事業所名　※H26現在
中央1	特定非営利活動法人　自立生活センター ヒューマンネットワーク熊本	地域活動支援センター　いんくる
中央2	一般財団法人　杏仁会	地域生活支援センター　ウィズ
東1	社会福祉法人　ライン工房	熊本市しょうがい者生活支援センター青空
東2	未定	未定
西	社会福祉法人　熊本県コロニー協会	熊本県コロニー協会相談支援センター
南1	社会福祉法人　慶信会	相談支援センター　じょうなん
南2	社会福祉法人　恵春会	相談支援センター　絆
北1	医療法人　佐藤会	地域生活支援センター　アシスト
北2	医療法人　横田会	地域生活支援センター　なでしこ

各区におけるネットワーク構築について（案）

各区障がい福祉ネットワーク会議

【設置目的】
区内での相談支援の充実に向けた円滑な連絡協力体制の確立

【主な役割】
○利用者、障がい福祉サービスの状況、社会資源等にかかる情報共有
○支援を得られていない方への対応及び困難事例の解決に関する相互協力
○地域課題の集約及び解決に向けた検討

【基本構成員】
各区福祉課、委託相談支援事業所、指定一般・指定特定・指定障がい児相談支援事業所、（必要に応じて）障害福祉サービス事業所、その他の関係機関・団体等

【その他】
市全体としての対応の整合性、各区にまたがる情報共有等を図るため、委託相談支援事業所の相談支援機能強化員による連絡会議を設ける。（出席者：相談支援機能強化員9名、障がい保健福祉課、必要に応じて各区福祉課ほか）

【イメージ図】

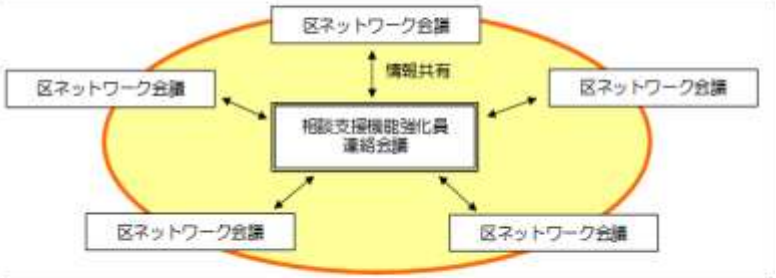

成年後見制度法人後見支援事業

＜事業概要＞
成年後見制度の新たな担い手となる市民後見人の育成及びその活用を図るための法人後見事業を実施する法人を支援し、被後見人等の権利と財産を守ることで、障がい者や高齢者が安心して生活できる環境をつくる。

【市民後見人の育成】
〇市民後見人養成講座
開始年度：平成25年度
事業主体：熊本市（社会福祉法人熊本市社会福祉協議会に業務委託）
対象者：本市在住の20歳以上の者
　　障がい者及び高齢者に対する地域福祉に理解と熱意がある者
　　地域福祉権利擁護事業の地域生活支援員のとして従事することを
　　希望する者
研修期間：平成26年8月から12月のうち、延べ10日間（基礎研修4日間、実践研修6日間）
実　績：【受講人数】平成25年度-16人、平成26年度-14人

〇日常生活自立支援事業における生活支援員への登録
社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の生活支援員として、対人援助や日常的な金銭管理を行い、実践的な経験を積む。

〇フォローアップ研修
市民後見人養成講座の修了生に対し、さらに実践的な知識や技術を習得するための研修を行う。
実績：平成26年度-14人（全4回開催）

【講座修了生の活用】
〇法人後見事業
開始年度：平成27年度
事業主体：社会福祉法人熊本市社会福祉協議会
事業内容：法人として、家庭裁判所からの選任により後見業務を行い、法人に属して活動する法人後見支援員の活動の監督及び支援を行う。また、成年後見制度の普及啓発に努め、市民からの成年後見制度に関する相談や申立支援を行う。

熊本市社会福祉協議会

＜職員配置＞
・所長1人（①）
・プロパー職員2人（①）
・嘱託5人（①）

【補助】
①地域福祉権利擁護事業
（日常生活自立支援事業　所管：健康福祉政策課）

【委託】
②市民後見人養成講座事業
（所管：障がい保健福祉課）

運営委員会（社協主体）
（構成）社協・市・弁護士会・司法書士会、社会福祉士会、学識経験者など

＜職員配置＞
・職員数未定（③④⑤）
・法人後見支援員（③）

【補助】
③法人後見事業
④成年後見制度の相談、申立支援
⑤成年後見制度の広報、啓発
（所管：高齢介護福祉課、障がい保健福祉課※財源は障がい保健福祉課）

実施根拠（厚労省）
①安心生活基盤構築事業
（日常生活自立支援事業）　国1/2、市1/2
②～⑤地域生活支援事業　　国1/2、県1/4、市1/4

＜法人後見業務のイメージ＞

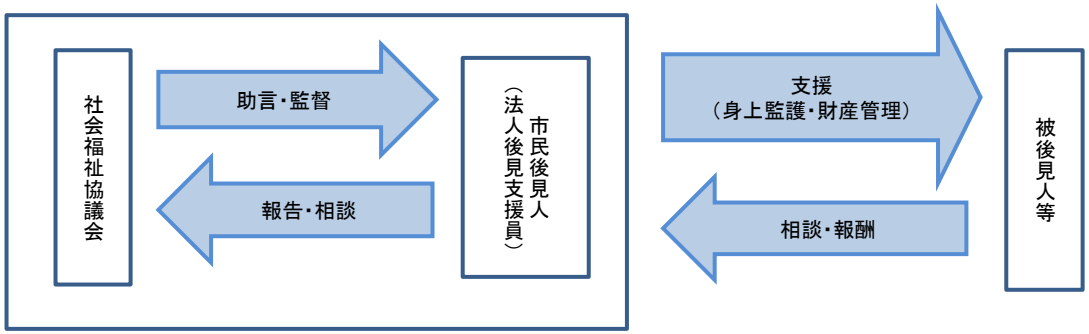

障がい者ケアマネジメント事業の廃止について

資料1－2

障がい者ケアマネジメント事業の意義と今後の対応

障がい者ケアマネジメント事業は、障がい者の自己決定及び自己選択を尊重し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談、情報の提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって障がい者の自立と社会参加の促進を図るもの。

この事業では、特に、身近な相談窓口で地域に密着した支援を行うこととし、各区役所にケアマネジメント従事者を配置し（平成24年度以前は各保健福祉センター）、利用者と地域の様々な社会資源やサービスを有効に結びつける役割を担ってきた。これらの機能は、障がいのある人にとっては今後も必要不可欠なものである。

そこで、平成27年度からの今般の相談支援事業の委託化に伴い、障害者ケアマネジメント事業としては廃止するが、その役割・機能は市内9箇所に配置される委託相談支援事業所に引継がれるものであり、利用者にとっては従前以上に身近なところで相談、支援が受けられる体制とするもの。

熊本市障がい者プランでの記載 （第2編　第2章第2節）

① 相談支援事業の充実

障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、障がい種別に関わらず、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援事業所の体制の整備と機能の充実を促進します。また、相談支援事業所と区役所、その他相談窓口等の連携を図ることで、総合的な相談支援体制の提供に努めます。なお、基幹相談支援センターについては、課題の整理や、設置の要否について検討を行います。（以下略）

熊本市の計画相談支援の進捗状況等について

H27.2月　障がい保健福祉課

①計画及び進捗状況

・3ヵ年の経過措置期間内における体制整備について、ほぼ計画通り完了する見通し。

〔計画〕

	H24年度	H25年度	H26年度
対象等	9月末まで　制度周知・準備期間 10月から　全サービス新規申請者（児童含む）、施設入所の更新申請者（療養介護含む）	ヘルパー系サービスの更新申請者	左記以外で、H26年度中に支給決定を行う全ての対象者

〔実績〕

	H25.3月末	H26.3月末	H26年度	
			H26.12月末	H27.3月末見込
計画作成実人員及び作成率	672人 （11.9%）	2,780人 （45.3%）	4,738人 （74.7%）	約5,600人 （約9割）
事業所数	20事業所	30事業所	36事業所	
専門員数	34人	56人	75人	

②支給決定者及び計画相談支援利用者数の推移

・H24.10月の制度スタート以降、利用者への相談支援体制が着実に拡充。

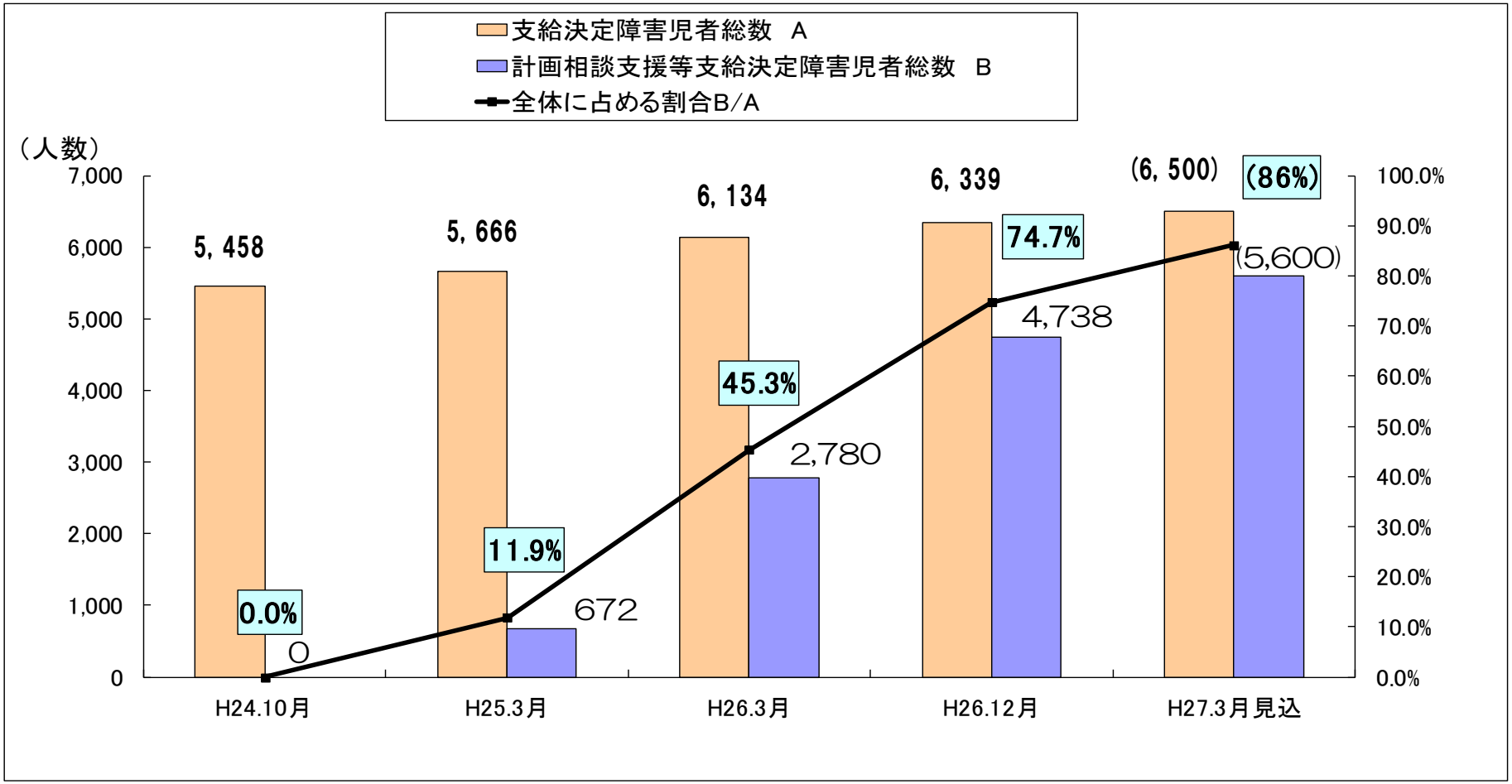

③事業所及び相談支援専門員数の推移

・従前の相談支援事業者に加え、新規参入事業者を確保し、体制整備を推進。

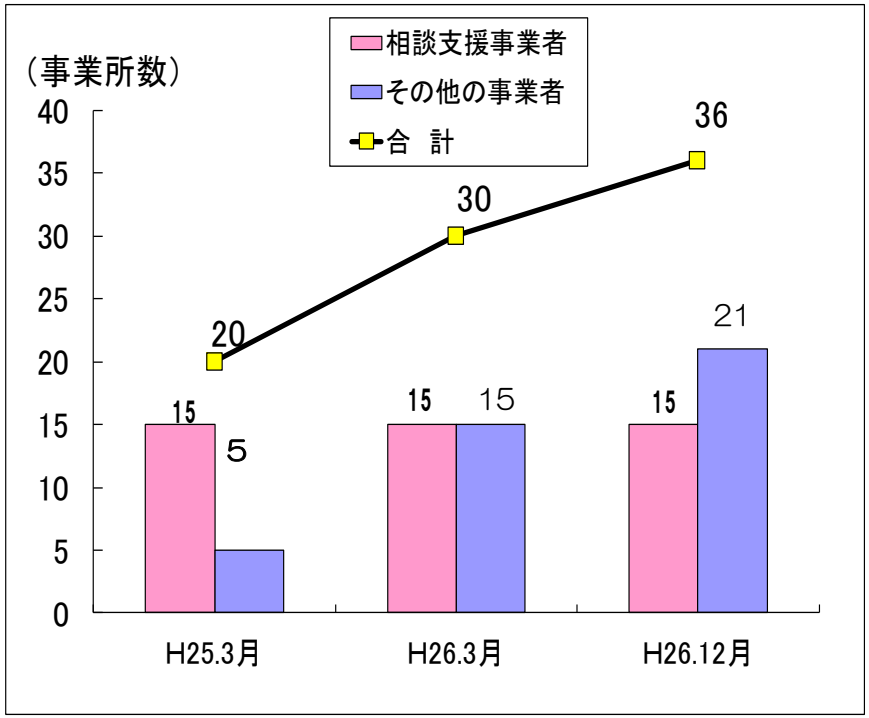

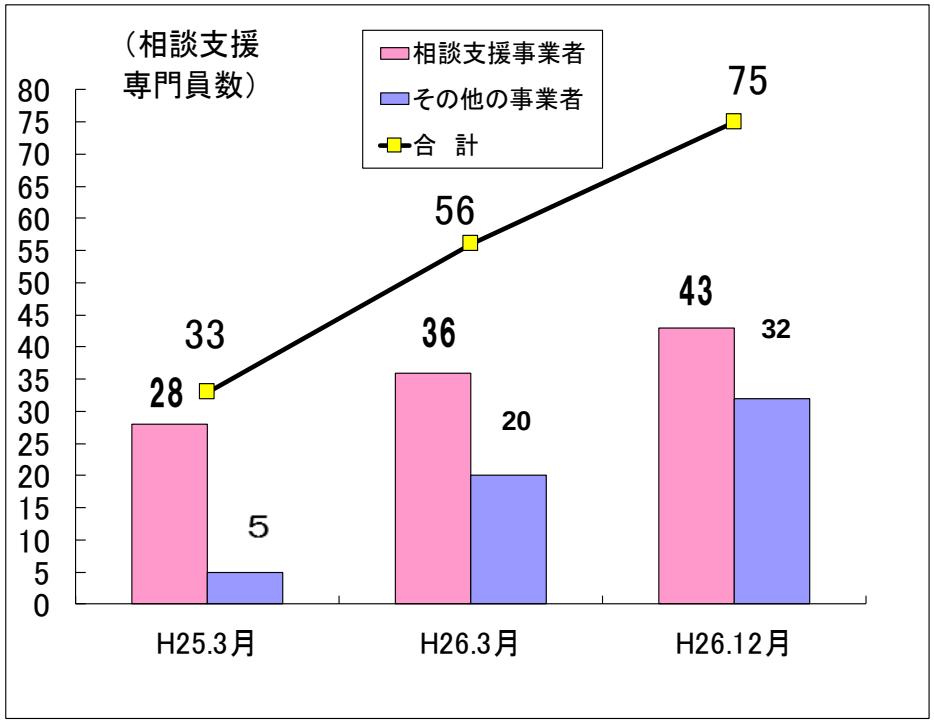

④来年度以降について

■Ｈ27.4月から、支給決定に際し全ての対象者にｻｰﾋﾞｽ等利用計画を勘案することとなるが、前述のとおり、その前段となる体制整備が完了する見通し。

■毎年500名近く支給決定者が増加している状況などを踏まえ、今後も事業者の確保を初めとする体制整備を図っていく必要がある。

■具体的には、県との連携による人材確保や、事業者への指定勧奨などを通じ、引き続き事業者の確保を行う。
　また、相談支援部会と協働しながら、これまで見えてきた課題を踏まえた運用の見直しなどを進め、持続可能な仕組みの構築を目指す。

（参考資料）政令市における計画相談支援の進捗について

		支給決定者数 A	計画案作成済人数 （ｾﾙﾌﾌﾟﾗﾝ除く） B	計画作成率（実質） B／A
1	熊本市	6,753	5,093	75.4%
2	新潟市	5,275	3,659	69.4%
3	名古屋市	18,972	10,618	56.0%
4	浜松市	6,065	3,175	52.3%
5	静岡市	4,889	2,549	52.1%
6	千葉市	6,184	3,066	49.6%
7	さいたま市	7,139	3,295	46.2%
8	相模原市	5,692	2,262	39.7%
9	広島市	9,713	3,406	35.1%
10	川崎市	7,801	2,709	34.7%
11	大阪市	27,466	7,067	25.7%
12	堺市	8,640	2,220	25.7%
13	北九州市	10,055	2,535	25.2%
14	仙台市	8,358	1,986	23.8%
15	岡山市	7,016	1,550	22.1%
16	神戸市	13,201	2,376	18.0%
17	京都市	12,796	2,208	17.3%
18	横浜市	22,951	3,922	17.1%
19	福岡市	13,247	2,074	15.7%
20	札幌市	25,360	1,648	6.5%
合計		227,573	67,418	29.6%

（※1）出典：千葉市調査（各都市12月末　大阪市のみ11月末）

（※2）支給決定者数は、障害児で障害者のサービスを利用する方の重複調整なし